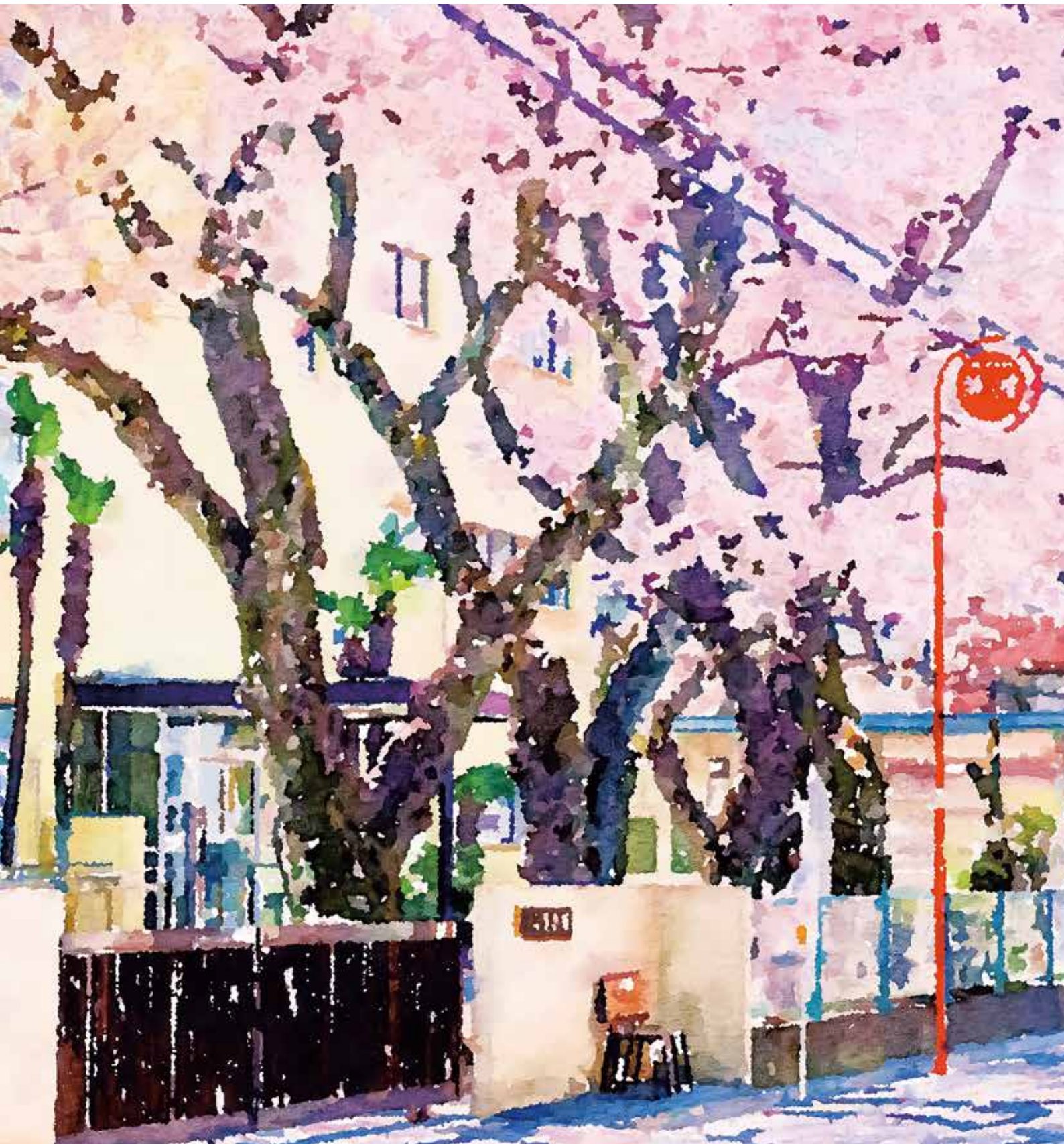


荻窪法人会

197

O G I K U B O H Ō J I N K A I



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に442の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3 平成30年度 会員増強運動月間を終えて

◎ 水島隆明 組織委員長

4 新入会員研修（歓迎）会

◎ 小竹良夫 公益社団法人 荻窪法人会会長

◎ 水島隆明 組織委員長

◎ 多田英里 荻窪税務署副署長

7 新入会員研修会に出席された方々

10 〔平成30年度〕各ブロックの春季研修会レポート

13 e-Tax推進税理士事務所について

14 健康セミナー

16 平成31年 公益社団法人荻窪法人会 特別講演会

元宮崎県知事・前衆議院議員

東国原英夫 講演会「ピンチをチャンスに」

18 税制委員会より

20 平成31年税制セミナーの参加報告

21 税務コーナー

23 ブロック・委員会・部会報告

・厚生事業委員会

・総務委員会

・第11,12,13,14,15支部

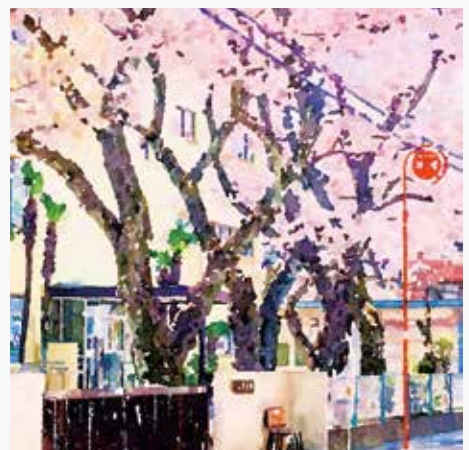
・第23支部

・平成31年新春特別講演会

・青年部会

・女性部会

表紙イラストについて



荻窪周辺シリーズ

【荻窪税務署の桜】

今年移転する荻窪税務署庁舎の桜。毎年大きな桜が花を咲かせ荻窪の名所となっていた。移転しても桜は残ることを祈る。

組織委員会

平成30年度

会員増強運動を終えて

水島隆明 組織委員長

ご協力ありがとうございました

荻窪法人会会員の皆様におかれましては日ごろより組織委員会の活動にご協力いただきましてありがとうございます。11月・12月の会員増強月間では14会員の入会でしたが、年間目標の86会員増強に対してこれまで43会員の方々に入会いただき、50%の達成率となりました。加入率は稼働法人数2822に対して74.8%の加入率となり、変わらず高い組織率を維持することが出来ました。ご入会いただいた皆様とご紹介いただきました会員の皆様に重ねて御礼申し上げます。

昨年度から組織委員会では“来たくなる法人会”を合言葉に活動を続けております。会員増強功労報奨金

の見直しにより、今年度は退会防止事業を推進した一年となりました。一昨年度延べ20回だった各支部の退会防止事業は今年度延べ29回を数えました。支部単体だけでなく、複数支部による実施など工夫をこらしていただき実施回数を増やすことが出来ました。ありがとうございます。別途ご報告もあると思いますが、第11支部から15支部の合同による荻窪まち歩き会が実施されると伺いしております。今後もこうした様々な工夫を活かして支部活性化につなげていただければ幸いです。

年度当初に目標とした全支部での役員会実施は今年度も残念ながら達成は厳しい見込みですが、先日の理事

会で支部統合も決まりましたので、来年度は全支部での役員会実施を目標にしていきたいと思います。先日の組織委員会で来年度も「来たくなる法人会」の実現に向けてより一層の退会防止事業の推進をすることを決めました。来年度は延べ40回以上の退会防止事業実施を目標に活動してまいります。支部事業の活性化と会員増強を両輪に組織委員会の活動もますます活発にしていきたいと思っております。皆様のご協力を心よりお願いして会員増強月間の報告とさせていただきます。

支部別加入率 平成31年3月31日現在

支部	稼働数	会員数	加入率(%)
1	104	59	56.7%
2	119	85	71.4%
3	136	109	80.1%
4	137	110	80.3%
5	105	82	78.1%
計	601	445	74.0%
6	105	82	78.1%
7	127	82	64.6%
8	153	80	52.3%
9	46	30	65.2%
10	62	43	69.4%
計	493	317	64.3%
11	90	57	63.3%
12	65	45	69.2%
13	58	60	103.4%
14	120	101	84.2%
15	208	168	80.8%
計	541	431	79.7%
16	82	65	79.3%
17	100	71	71.0%
18	119	97	81.5%
19	183	115	62.8%
20	133	88	66.2%
計	617	436	70.7%
21	82	49	59.8%
22	80	75	93.8%
23	97	72	74.2%
24	127	122	96.1%
25	184	156	84.8%
計	570	474	83.2%
事務局		10	
合計	2,822	2,113	74.9%



あいさつする水島委員長

新入会員研修（歓迎）会



平成31年3月11日（月）、こけし屋別館2階にて恒例であります組織委員会主催「新会員研修（歓迎）会」が行われました。
来賓には荻窪税務署より多田英里副署長、小西雄貴審理上席調査官が出席されました。
新入会員は平成31年3月31日現在43社になります。

会長のあいさつ

小竹良夫 荻窪法人会会長

会社経営に役立つことを見つけていただければ幸いです

皆様、こんばんは。本日は、荻窪法人会組織委員会主催による平成30年度の新会員（研修）歓迎会に多数の皆様に参加いただき有難うございます。

また、来賓として荻窪税務署多田副署長はじめ幹部の皆様にご公務ご多用のところご臨席いただき厚く御礼申し上げます。

今年度も組織委員会では、6・7月頃から会員増強に努めてまいりました。結果については、後ほど水島組織委員長より御報告をいただきますが、平成30年度も加入率74・8%、東法連48単位会で2番目に高い数字を残すことが出来たと思います。これは地域の最大の組織を有する経済団体として成長していることでもあります。

本日の歓迎会には12社13名の新会員の方々にご参加いただいております。新会員の皆様には、法人会の活動の目的である、税に関する知識の研修・普及推進、地域社会に対する貢献、地域経営者の交流を理解いただき、法人会活動の中で、少しでも皆様方の会社経営に役立つことを見つけていた

だければ幸いです。是非、積極的に法人会が開催する行事にご参加いただきたいと思います。この後も、懇親会では名刺交換をされ知り合いを増やしていただきたいと思います。結びに本日も参加の皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、簡単ですが挨拶とさせていただきます。



あいさつする小竹会長

委員長のあいさつ

水島隆明 組織委員長

ようこそ荻窪法人会へ！参加すればするほど楽しくなる会です

新入会員の皆様、本日は新入会員研修（歓迎）会にご参加いただきましてありがとうございます。本年度43会員の方々にご入会をいただき、本日は12名の方々にご参加をいただいております。これから法人会とはどのような会か私から説明させていただきますが、会へのご理解を深めていただき、より皆様にご参加いただき、「入ってよかった」と思っていたく、第一歩したいと思います。よろしく願います。

荻窪法人会は昭和25年4月に創立され、今年で69年を迎える経済団体です。平成25年には公益社団法人となりました。杉並区内のおおむね西半分を活動エリアとして区域内の2,822社（2019年2月時点）のうち会員企業数2111社が加入しております。組織率（加入率）74・8％は東京法人会連合会の全48単会の中でもつねにトップクラスの組織率を誇り、その組織率の高さが会の活性化につながっております。活動エリアは5つのブロックに分けられ、さらにひとつのブロックは5つ



法人会の説明をする水島委員長

の支部に分けられ、合計25の支部で構成されており、入会いただいた方は必ずどこかの支部に所属していただいております。

会運営は総会、常任理事会、理事会によって行われ、事業活動は8つ設けられた委員会活動と3つの部会によって推進されています。研修会、視察会、懇親会などさまざまなイベントが行われますので、入会いただいた今年一年は是非多くの事業にご参

加いただき、顔見知りが増えれば自然とまた次の会合にも足が向いていくと思います。

昨年度より組織委員会では「来たる法人会」を合言葉に組織強化に努めております。本日ご入会いただいた皆様にもこの「来たる法人会」の実現にお力をお貸しいただければ幸いです。ようこそ荻窪法人会へ！末永くよろしく願います。



来賓のごあいさつ

多田英里 荻窪税務署副署長

良きパートナーとして

こんばんは、荻窪税務署副署長の多田でございます。

本日は新会員研修会にお招きいただき誠にありがとうございます。

また、公益社団法人荻窪法人会の皆様には、日頃から税務行政の運営に對しまして、深いご理解とご協力を賜り、改めまして厚く御礼申し上げます。

本日は、荻窪法人会に新たに加わられた皆様と役員、組織委員の皆様との交流を図るための研修会及び歓迎会であると伺っております。

私も荻窪税務署と荻窪法人会は、長年にわたり税務行政の運営に



あいさつする多田英里副署長

おける良きパートナーとして協力関係を築いてきたところでございます。

荻窪法人会の事業活動は税務に関する研修会に限らず、経営に役立つ講演会、地域社会への貢献活動等多岐にわたっております。

新会員の皆様は法人会活動に大いに参加され、ご自身の事業の発展に役立ていただければと思います。

ところで、今週をもちまして平成30年分の所得税の確定申告期間が終了いたします。寒い中税務署に足をお運びになった方には、会場の混雑等でご不便をおかけしたことを思います。

税務署では、法人会様のご協力を頂戴しながら、e-Taxの普及を推進しております。法人税や消費税の申告、源泉所得税の納付等でまだ利用されていない会社様につきましては、是非e-Taxによる申告等を前向きにご検討いただければと思います。

簡単ではございますが、新たな会員様を加えられました荻窪法人会の益々のご発展、皆様方の事業のご繁栄を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。



新入会員研修会に 出席された方々

今年も様々な職種の個性豊かな方々が入会いたしました。
ぜひ、法人会に新風を吹き込み、活発な活動を期待いたします。



（株）生活科学運営
ライフ&シニアハウス井草
安藤洋子

第1ブロック 第4支部



平成・ビルサポート（株）
石橋哲也

第3ブロック 第14支部



塩澤法律事務所
塩澤彰也

第3ブロック 第15支部



新入会員研修会に出席された方々

今年も様々な職種の個性豊かな方々が入会いたしました。ぜひ、法人会に新風を吹き込み、活発な活動を期待いたします。

第4ブロック 第18支部

(株)SIRE（カエルホームズ）
木津雄二



第4ブロック 第18支部

TNプロダクション
野口智子



第4ブロック 第19支部

ニッポンキミフードテクノ（株）
吉井隆二



第5ブロック 第23支部

吉松慎一税理士事務所
吉松慎一



第5ブロック 第24支部

(株)メスト
白崎匡志



第5ブロック 第25支部

樋脇岳



新 入 会 員 名 簿

平成31年2月28日現在

支部	法人名	代表者名	所在地	電 話	業 種
第1ブロック					
4	(株)生活科学運営 ライフ&シニアハウス井草	安藤 洋子	杉並区井草4-6-20	5303-8733	有料老人ホーム
	(有)美瑛(オーガニックプーアル)	小野 倫秀	杉並区井草4-4-10	3397-8668	中国茶輸入販売
	日本農産加工(株)	矢島 良祐	杉並区下井草2-40-13-401	3397-3741	食品加工販売
	杉並区議会議員 奥田 雅子	奥田 雅子	杉並区上井草1-11-12	080-5007-0308	区議会議員
5	(有)グランドスクエア	西山 喜信	杉並区上井草4-15-5	3399-7741	賃貸系不動産
第2ブロック					
8	有限会社三会亭	渡邊 由美	世田谷区岡本1-16-17-501	3707-0364	不動産賃借業
	美容室P3	三瓶 真	杉並区西荻北3-20-12-103	6913-8163	美容
第3ブロック					
11	株式会社オフィスノヴェル	平田 暢子	杉並区荻窪5-30-6	090-2750-3160	コンサルティング・企画制作業
12	杉並区議会議員 井口 かづ子	井口 かづ子	杉並区清水3-16-2	3390-7775	杉並区議会議員
13	大鴻シャイニング株式会社	平井 正幸	杉並区上荻1-16-14	3220-8681	清掃業及び飲食業
	エー・プランニング	青沼 勇治	杉並区阿佐谷北3-5-7	6768-9101	インテリア(家具)、内装工事
14	一般財団法人あんしん財団	山岡 徹朗	新宿区信濃町34-5F	5362-2339	特定保険業
	鮎・和食 久	水野 裕介	杉並区天沼3-30-44	3398-4224	飲食
	(有)東海ベストパートナー	吉富 裕馬	杉並区天沼3-30-40-207	3392-9477	保険代理店
	平成・ビルサポート(株)	石橋 哲也	杉並区阿佐谷南1-47-21-401	5929-7791	ビル・マンション管理等
15	塩澤法律事務所	塩澤 彰也	杉並区上荻1-5-7-6F	3393-0751	法律事務所
	トラベルオンデマンド東京(株)	佐藤 智彦	北区滝野川5-53-1	3910-6500	旅行業
第4ブロック					
16	赤富士司法書士事務所	荒 早苗	杉並区今川2-2-1	3395-0311	司法書士
	和食 梅田	梅田 高弘	杉並区西荻南3-8-3	5941-5605	飲食業
17	貝吹 晴隆	貝吹 晴隆	杉並区西荻南3-8-9	5941-9229	飲食店(バー)
18	(株)ウォーターウィッシュ	小山 大樹	新宿区高田馬場1-33-13-8F	3204-3901	人材派遣業
	MOMOTARO(株) 西荻窪はや人	児島 健太郎	杉並区西荻南3-15-9-2F	5941-6124	飲食業
	有田ビリヤードスクール ABSコーポレーション	有田 秀彰	杉並区成田東5-20-10-601	080-2118-3355	ビリヤードスクール運営
	(株)匠陽	勝又 忠夫	杉並区西荻北3-12-6	5303-0966	建設業及び不動産業
	TNプロダクション	野口 智子	世田谷区若林2-9-10	6318-9332	制作・健康食品
	(株)SIRE(カエルホームズ)	木津 雄二	杉並区西荻南3-13-1	6811-9077	不動産
19	(有)山元フーズ	山岸 和彦	杉並区久我山5-7-18	3335-4337	飲食業
	ニッポンキミフードテクノ(株)	吉井 隆二	杉並区久我山2-4-2	3331-9120	製造・販売・研究開発
20	高井戸・麻婆TABLE	根岸 正泰	杉並区宮前1-20-32	6454-2204	飲食店
第5ブロック					
23	ビザ スタンド ボコ 荻窪店	渡部 直人	杉並区荻窪2-30-4	6915-1777	飲食業
	特定非営利活動法人ネパール教育支援センター	シュレスタ ブパール マン	杉並区荻窪1-19-10	5335-7379	学校
	吉松慎一税理士事務所	吉松 慎一	江戸川区春江町4-17-14-4F	6339-6842	税理士
	(株)東京 Ground service	久慈 継人	杉並区荻窪2-30-7	6276-9701	建築業
24	(株)メスト	城崎 匡志	杉並区宮前1-20-32	5941-5861	建築整備
	炭火焼鳥ごいち	岡本 吾一	杉並区荻窪4-33-16	5397-5580	飲食店
	夜桜ロケット	山田 太	杉並区荻窪4-33-16-1F	5335-7439	
25	langue	二戸 貴宏	杉並区南荻窪 4-43-9	070-6461-6283	飲食
	樋脇 岳	樋脇 岳	杉並区高円寺南5-22-4-202	090-7261-5260	
	日星建設(株)	星野谷 直之	杉並区荻窪4-20-18	3393-3223	建築業
	わたなべ友貴事務所	渡辺 友貴	杉並区荻窪5-18-11-202	080-1054-1956	

〔平成30年度〕

各ブロックの 春季研修会レポート

平成30年度、1～5ブロックの春季研修会が行われました。
今回も各ブロックの春季研修会参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考にしてください。



BLOCK
REPORT
SPRING

第1ブロック春季研修会

第1ブロック副ブロック長 石黒貞男

「ネット社会における子どもたちの実態 ～健全育成に関わる地域住民の責務と支援～」

平成31年2月22日、午後5時30分より井草地域区民センターにて、25名の参加で第1ブロック春季研修会を行いました。

現在、情報社会となってからの昨今の時代で、ネット社会における子どもたちの実態について、NPO法人地域教育ネットワーク代表理事 笠松直美様をお願いして、～健全育成に関わる地域住民の責務と支援～についての講演を行いました。

講演として、情報の歩みは、1953年テレビ放送開始し、1960年代ほぼ100%普及になり、1980年以降に、テレビゲーム・ビデオ・携帯型ゲーム機(ゲームボーイなど)登場、2000年代は、パソコン・携帯電話・スマートフォン(スマホ)/タブレット端末が登場、そして2012年以降、高機能スマホ/タブレットになっていた。

それに伴い、現在社会の利用者が大人から中高生に急速に普及し、生活に対して浸透し、現在では、1人1台以上の端末機器を持ち、ネットワークの利用しているが、その利用が低年

齢化に進んでおり、その原因として、親の資質の欠落や出生率少なく(超少子化)、育児仕方や家事の情報が氾濫し子育て中のママ自身がネット依存と認めている自覚があり、スマホ育児の問題がある。(バギーカーに乗っている乳児が愚図り出すと、スマホ渡して、宥める事や、スマホをしながら押している親など。)

それに、親としての自覚、パパやママがスマホに夢中になるあまり、その『時間』だけでなく親子の『心』の間に大きな壁が作られてしまうことや、直ぐに、何かあると、人権侵害→被害届→賠償金という事などの騒ぎ出してしまうことが、多い。

小学生以上になると、色々なSNSに加入し、知らず知らずに、いじめ→引きこもり・不登校→ネット依存になることがあり、その発生する問題として、家族・対人関係の悪化・家庭内暴力、友人関係の悪化・運動不足⇒体力の低下

身体がかたい＝柔軟性の低下：関節が曲がらない、伸びない/筋力の低下、

持久力の低下/心肺機能の低下：少しの運動、階段の上り下りで息切れ・肺年齢：40～60歳(思い切り吐けない)(小学生の現状)

食生活の乱れ 食事を摂らない・ネットの合間にカップ麺、スナック・低栄養状態 重度睡眠障害・昼夜逆転→学業がおろそかに、遅刻・欠席→成績低下、不登校・留年・退学など(高校生)

それらを防止する対策として、基本的な生活習慣(早寝・早起き

朝ごはん(おかずが必要)) 睡眠

主体変容 親・大人・地域によって子どもが変わる

今後、SNS(ソーシャルワーク)は、今の社会では、深く関わっているので、地域での子供見回り等考えて行きたいと思います。

※この原稿を作成中、子供の自殺のニュースを見ましたが、地域で見守る力を持つようにすれば防げることがあるように努力したいと思います。



研修の様子

第3ブロック春季研修会

第3ブロック 第14支部長 多比良秀俊

トップアスリートの食事に学ぶ「戦うからだ」の作り方

平成31年2月18日(月)午後6時よりタウンセブン8階会議室にて「働き方改革関連法案施行間近!! 働き方改革対策セミナー」というテーマで春季研修会を行いました。参加人数30名。

講師に第3ブロック14支部の会員でもありますSMARTコンサルティング事務所 特定社会保険労務士の金築克祐さんを迎え、旬な話題でもある働き方改革関連法案についてを講演していただきました。

司会の岡田副ブロック長進行のもと、矢澤ブロック長、八方副会長のごあいさつをいただき、研修会が始まりました。

経営者の集まりである法人会会員の皆さんには直接関係がある内容となる「働き方改革関連法」がこれから施行されることになり、「時間外労働の上限

規制」や「年次有給休暇の時季指定」、「同一労働同一賃金」といった整備がされる。こういった法律が施行されることは知っていたが、素人ではよく分からない。講師の金築さんは限られた時間の中で資料とプロジェクターを用いてポイントとなる箇所を分かりやすく解説してくださいました。

社員を抱える経営者である参加者の皆さんは熱心に講演に聞き入り、難しい内容だが、何とか理解しようという姿勢で受けておりました。

金築さんには時間いっぱいまで講演いただきました。さすがに2時間弱では全てを解説することはできませんでしたが、この研修会の配布用に制作してくださった資料はとても丁寧にまとめであり、各自持ち帰ったあとも役に立つに違いありません。

研修会後の懇親会では、榊原前ブロック長に乾杯のあいさつをいただき、和やかなムードの中、研修会内容についての各自意見交換や講師の金築さんへの質問等が行われ、渡辺副ブロック長に中締めあいさつをいただき、とても実のある一日となりました。



研修の様子

第5ブロック春季研修会

第5ブロック 副ブロック長 小川尚彦

「星野仙一、野村克也、落合博満 私が取材した監督たち」

平成31年2月28日(木)に法人会2階会議室において、第5ブロック春季研修会を行いました。

当日は小竹会長にもご参会いただき、テーマを当初「スポーツによる街作り 五輪開催都市の事例」として講演会を行う予定でしたが、講師より法人会の皆さんなら、プロ野球のマネジメントの方が面白いのではと急遽内容を変更し講演が開催されました。

今回講師をお願いしたのは、荻窪生まれで荻窪育ち、東京新聞論説委員兼編集委員 東京五輪・スポーツ担当 鈴木遍理氏に登壇いただきました。

一時間ほどの講演でしたが、星野

仙一、野村克也、落合博満 名プレイヤーであり名監督でもあるお三方の当時の取材に基づくエピソードを、面白おかしく取材時の写真を見ながらお話を頂きました。

後半は、鈴木氏も時計を気にしながら話し尽きない様子を見せながら終了し、参加いただいた会員の皆

様には、眠くならず楽しく拝聴できましたとのお言葉を頂き、無事講演会を終了する事が出来ました。

講演後の懇親会に、講師の鈴木氏にも加わっていただき、講演では時間が足りなくお話しただけなかった裏話まで飛び出し、和やかな雰囲気の中閉会となりました。



研修会の様子

e-Tax 推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを發したところ82名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Tax普及推進委員会

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所（敬称略）

平成31年3月22日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437
	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6276-7833
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343
	小島孝子	下井草5-23-2鈴木ビル203	6317-7493
	今川 中村良三	今川3-8-4	3399-3976
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976
	西荻北 下島聡司	西荻北2-3-9Ken's西荻北ビル5F	6316-8010
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566
	東原 功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グッツィオーソ西荻窪B1	3399-0180
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781
	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309
	吉原敬三	上荻1-11-3アベイク神秋602号	3391-2881
上荻	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアングンテ602	3391-1044
	今村千恵子	上荻1-18-12春木屋ビル	6915-1303
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555
	岩倉永一	上荻1-21-23-3F	3392-0157
	岩倉礼子	上荻1-21-23-3F	6915-1410
	原田叔法	上荻1-21-23-3F	3392-2170
	小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520
	藤村 茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851
	和田 実	上荻4-19-22-603	3395-1131
	岡田 茂	上荻4-23-9	3395-3111
本天沼	小野寺誠 税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152
	本間康弘	清水1-16-5 IWAビル5F	6913-5681
	小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100

地域	氏名	住所	事務所連絡先
天沼	桑山 務	天沼1-2-3	3398-1316
	鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455
	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128
	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334
	石澤 潔	天沼3-12-19	3398-4910
	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177
	西荻南 河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
	久我山 小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425
宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前口リアルハイツ304号	3334-1305
	小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	稲澤 聡	宮前5-10-5	3247-7194
荻窪	熊澤眞理子	荻窪1-17-11	6915-1807
	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	尾崎正俊	荻窪3-47-15 第3野村ビル300号	3392-1101
	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216
	早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626
	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	千葉繁樹	荻窪4-32-3AKオギクボビル401	050-5527-4372
	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
	三好秀弘	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981
	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジデンス216	5347-9930
	松井 勉	荻窪5-18-11-301	3392-7223
	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465
	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523
	岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1198
	松庵 大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420

家族や地域の防災対策

～自分や家族の健康（メンタル）を守るために～

危機管理教育研究所 代表
危機管理アドバイザー

国崎信江

文部科学省「地震調査研究推進本部政策委員会」委員
文部科学省「地震調査研究推進本部政策委員会総合部会」委員
内閣府「防災スペシャリスト養成企画検討会」委員
<http://www.kunizakinobue.com/>

平成31年2月26日（火）、災害が起きるといち早く現地入りし、行政職員の災害対策本部の支援を行い、年間150から200回講演会や様々なメディアにも出演し活躍している危機管理アドバイザーの国崎信江さんをお招きして、「大切な人を失って後悔する前にできるだけことはしたい、そんな思いから女性として、母としての視点で家庭を守るための防災対策」を語っていただきました。



大切な人・モノを失わないこと

災害が起きるといち早く現地入りし、行政職員の災害対策本部の支援を行う活動をしています。そんな様々な被災地・被災者支援を行ってきた経験から、今回のテーマでもある「災害からメンタルを守る」ためには、以下のことが大事であると考えます。まずは大切な人を失わないこと、大切なモノを失わないことだと思います。特に二度と手に入らないものを失う喪失感には計り知れません。もし被災してしまったり、環境の変化（避難所や仮設住宅）による精神的ストレスの回避。家を失った後の救済措置の知識、また、家を失った後の先が見えない不安や経験を話せる相手がいることが重要です。

メンタルを守るためにも、震災から生命や財産をまもる備えが必要です。

地盤について

震災において、全壊するのは一般的には古い建物というイメージがありますが、比較的新しい家も全壊することがあり、大抵は1階部分が押しつぶされてしまっています。震度7の地震を2回経験している熊本県益城町では新耐震基準の比較的新しい家でも全壊した家とそうでない家がありました。（新耐震基準の定義は震度7がきても生命を脅かすことがない、崩壊することがないとされています。）

一つの理由として、地盤が関係していると考えられます。地盤が弱いと地震の揺れ幅が異なることがあるため、新耐震基準の家やリフォーム済みでも地盤について調べておくことが必要です。耐震性の低い家ま

たは地盤が弱い場合は、1階部分が押しつぶされてしまう可能性がありますので、1階にいた場合はすぐに外へ出ることをおすすしめします。しかし、耐震性が高く地盤が強い場合は、外に出る方がリスクのあることもあります。どちらかわからず不安な場合は、生活の拠点をできるだけ2階にするとう安心です。

よくある質問でトイレに逃げるのは安全か？ということを受けるのですが、トイレは決して安全とは言えません。閉じ込められる恐れや、タンクの蓋が飛んで怪我をする可能性もあります。それぞれの空間でこういった行動をすれば安全なのかを考えてください。

災害に強い町をつくる

災害に強い町をつくるためには、行政職員の防災スキル向上や地域のコミュニティ力を高めるだけではだめで、家一軒一軒が耐震化されることが必要です。耐震化していれば、瓦礫による生き埋めもない、火災が起きても初期消火でき、被害は軽減されます。昨年、大阪北部で小学生がブロック塀の下敷きで亡くなったことから、塀の安全性も高めましょう。

個人の意識や行動が災害時の被害軽減につながるのです。

家を失った時のことを考える

近年関東甲信越で被災したことのある県の方が多くなりました。万一に備えて家を失った時のことを考えておくことも必要です。全壊して生活を立て直すのにかかる費用は建物の再建だけで2000万円。そ

して、一から家財を揃えると1500万円から2000万円。合計すると4000万円程度必要だと言われています。

年を重ねてから家を失うと再建は厳しくなります。

日頃からの貯蓄は大事ですが、難しければ保障で補うということもできます。ある全壊家屋の被害を受けた方の場合、地震保険に入っていたため700万円おり、そして、被災者生活再建支援制度で300万円を受け、合計1000万円の資金を受け取ることができました。こういう現実を考えると共済や保険に入っておくことも大事だと思います。

しかし、家を失わないための有効策は耐震化です。地震の少ない熊本県のある家では、震災前に近所の家に変わり者扱いされても耐震補強をしたおかげで家が全壊せずにすんだという事例がありました。耐震補強の費用は都内で平均約150万円と聞いています。この金額で生命や財産を守ることができるのです。

家具・家財の対策

戸建てとマンション（階層によっても）では防災対策が異なり、同じマンションでも1、2階層では食器が割れる程度でも、上層階は家具が倒れて助けを求める人がいる可能性もあります。高層階に住んでいる場合はそれなりの対策が必要です。

家具はどんな大きさ、重さでも、固定していなければ必ず動きます。家にあるすべての家具を固定する必要があります。倒れた家具やモノは床をさらに移動するので家具が固定されていない部屋には安全な場所はありません。

固定観念をなくす

固定を万全にしているという方でも、ソファやテーブルなどを対策していないことが多いです。背の高い家具だけ固定している場合が少なくありません。固定していないものはすべてが凶器となるので、固定観念をなくして対策することが必要です。

また、テーブルの下に避難することが必ず安全なわけではありません。固定観念をすてて安全な場所を探すこと、訓練や身の守り方を知ることが重要です。強いメンタルを作るには知識を得て知らない事への恐怖をなくし、対策を考えて知ることが必要です。

コツコツ防災

我が家はコツコツ防災、一度にお金をかけることなく、毎月3000円から5000円と決めて、毎月少しずつ防災対策を実施してみました。全てを固定するまでに3年、飛散防止フィルムに2年、飛び出し防止に2年と現在も続いています。コツコツ防災をすることで、継続することができます。

ところで、本棚が倒れなければ安全と思いがちですが、本が落下して窒息死してしまうケースもあります。意外な凶器となるのです。対策として大きな本は上部に置かない、扉がない本棚は、縁に2mm以上の滑り止めシートをはることで飛び出しを防げます。（布ガムテープを4枚重ねて代用可）

そして、ガラスや銀製の写真フレームなども落ちたり、割れたりすると危険です。

インテリアを楽しみながらも、安全な素材の柔らかいものに変えていくと良いと思います。

ダンゴムシのポーズ

人は心理的に急にモノが動いた時に抑えたり支えてしまう傾向があります。しかし押し潰されると危険です。そこから逃がされないと判断したら、頭を下にして保護し、四つん這いになることです。人は四つん這い以外の体制では自力で脱出が難しくなります。いざという時のために訓練しておくことが必要です。今は2歳からダンゴムシのポーズを教えています。

またケガをした時に備えて、救命講習を受けておきましょう。

食事について

避難所では食中毒防止のため生野菜やカットフルーツは無く、揚げ物中心のお弁当が続くこともあります。栄養の偏りで体調を崩す方も少なくありませんでした。

私は1ヶ月分の食料を家に備蓄していますが、最低でも10日分の食料があるといいです。

食料の食べる順番でよくあるのが、大抵は非常食から食べてしまい、せっかくの食材が古くなり食べられなくなってしまうケースがあります。正解は「冷蔵庫のもの」→「常温保存のもの」→「非常食」の順に食べていくことが良いと思います。家にある食材で火や水を使わずに食べられるものが沢山あり、1日で食べきれない肉や魚は塩漬や味噌漬などに。残った鍋料理などと工夫することが大事です。鍋

料理はくだもの以外は何でも合うと思います。私はこういった「日常備蓄」を勧めています。食べたらず補充する。常に一定量を備蓄する。東京都は11月19日を「備蓄の日」として日常備蓄をすすめています。

日頃からの実践的な訓練

私の家庭では、一定時間、水、ガス、火、電気を使わずに暮らすといった実践的な訓練をしています。こういった訓練のなかで、例えば、懐中電灯よりヘッドライトが役に立つことがわかりました。なぜかというと作業するときに両手が使えないのは何かと不便なのです。そういった経験からヘッドライトがよいということがわかり1人1人常備しています。

こういった体験があると心構えができ、心（メンタル）が鍛えられます。そして、非常時には大切な人やモノを守ることができるのです。

さらには専門的な知識を求めて防災センターを活用したり、人とのつながり求めて地域の防災訓練に参加したりして備えることが必要です。

知らないことで被害に遭うことにならないように備えておく必要があります。



東国原英夫講演会

ピンチをチャンスに

主催：公益社団法人荻窪法人会 後援：杉並区／東京商工会議所杉並支部

平成31年 公益社団法人荻窪法人会 特別講演会

元宮崎県知事・前衆議院議員

東国原英夫講演会

ピンチをチャンスに



平成31年2月21日（木）、元宮崎県知事・前衆議院議員 東国原英夫を講師にお迎えしての新春特別講演会が、杉並公会堂 大ホールにて開催されました。内容は芸人時代から県知事まで多彩な経験をされている東国原氏ならではの講演会でした。誌面の都合により内容を抜粋してご紹介します。

【プロフィール】1957年（昭和32年）宮崎県都城市（みやこのじょうし）生まれ。宮崎県立都城泉ヶ丘（いずみがおか）高等学校、早稲田大学政治経済学部等を経て、2007年1月 第52代宮崎県知事に就任。就任後は、独自の感性と行動力で宮崎県勢の発展に尽力し、常に地方の代表として全国に情報を発信し続け、数々の賞を受賞し、改革派の知事として高い評価を得る。その後、国家構造、並びに統治システムの変革、地方分権の推進等を図るため、宮崎県知事を1期にて退任し国政に進出。2013年12月に衆議院議員を辞職し、現在はメディアや政治行政の場で幅広い活動を展開中。



スタッフの様子



懇親会の様子



講演の様子



花束贈呈



会場の様子



小竹会長あいさつ



中山署長あいさつ



田中区长あいさつ



井口副会長あいさつ



真野委員長あいさつ



司会の成瀬委員

ウィットに富んだ内容で 会場を湧かせる

杉並公会堂大ホールは開始前から熱気であふれ、講師である東国原氏を待ち望んだ、ほぼ満員の会場は928名のお客様で埋め尽くされていました。

小竹会長、中山署長、田中区长のあいさつで始まり、成瀬研修委員の司会で進行されました。

東国原氏が登場すると大きな拍手で迎えられ講演が始まりました。その内容はウィットに富み、神童と呼ばれた小年時代から芸人になった経緯、ビートたけしさんの運転手時代、政治家を目指し宮崎県知事、衆議院議員の経験、お母様の介護などお話いただきました。

芸人になるきっかけとなったビートたけしさんとのエピソードは、テレビなどでは聞けない「運転手として初めてのポルシェの運転」などの貴重な話。知事時代の「失敗談」「県職員とのやりとり」。ユニークなお母様の介護中の心温まる話など、ジョークを交え会場は爆笑の渦。あつという間の2時間でした。

花束贈呈後、井口副会長のあいさつ、真野研修委員長による閉会のあいさつで終了いたしました。

平成31年度税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長！

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。
 〈増減試験研究費割合8%超〉
 $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$
 〈増減試験研究費割合8%以下〉

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。

長されます。

・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。

・中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。

・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。

・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。

・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等取得し事業に供した場合に、20%の特別

償却が認められます。

・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59%（改正前は事業税9%）に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月（平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、

11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能
 空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続
 NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化
 ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度
 児童扶養手当の支給を受

けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等につい

ては適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。

②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。

③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出品販売場についての見直し

輸出品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田聡郎

TEL 03-5363-5958

03-5363-5449

HP FAXTEL http://www.tsk-office.jp/

東京法人会連合会

平成31年 税制セミナー参加のご報告

税制委員 小林誉光(税理士)

平成31年2月13日(水)、西新宿にあるハイアットリージェンシー東京(「センチュリールーム」)にて開催されました「平成31年 税制セミナー」に参加してきました。今回は、この様子をご紹介します。



参加者の皆さん

〈第一講座〉午後1時10分～2時40分

「平成31年度税制改正について」

【講師】財務省大臣官房審議官

平成31年の税制改正案について、日本の財政の現状をふまえながら、解説していただきました。主なものとして、「中小企業者等の法人税率の特例の延長」「個人事業者の事業承継税制の創設」、「教育資金の一括贈与非課税措置の見直し」などです。

(税制改正の詳しい内容は、別のページをご覧ください)

また、今回の講演では、「平成31年度税制改正」だけでなく、今年10月に予定されている「消費税の引き上げに伴う対応」や「消費税増収に伴う使途」についても、詳しい説明がありました。

〈第二講座〉午後3時～4時30分

「日本の財政再建と税制改革について」

【講師】中央大学大学院法務研究科

特任教授 森信 茂樹氏

日本の財政の現状分析を踏まえたうえで、各国の税制比較から、日本の税制改正の方向性について、お話しいただきました。

「中小企業の声を税制に反映するため税制委員会は活動しています」荻窪法人会の税制委員会は、みなさんの税制改正に関するご意見・ご要望を募集しています。税制委員会では、「毎年の税制改正のアンケート」を通して、それらのご意見等を取りまとめ、全国法人会総連合へ要望し、全国法人会総連合では、各法人会からの税制改正要望を取りまとめ、「税制改正要望大会(全国大会)」を通して、国や地方へ改正要望をおこなっています。今回の税制改正も、私たちの声が反映されたものがいくつかありました。

税制委員会では、中小企業経営者の皆様のひとりひとり声を、税制改正要望として国に届けられるように今後も活動してまいります。



セミナーの様子

平成31(2019)年度国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist ～ 公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇ 試験概要 平成31(2019)年度の試験概要については、平成31年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係(Tel 03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成30年度の実施状況】

◇ 最終合格者数(全国) :249名

◇ 受験資格 平成30年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇ 試験日程

- (1) 受験申込受付期間 8月中旬
- (2) 試験実施期間 9月から12月まで
- (3) 最終合格発表 12月下旬

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

都税事務所からのお知らせ

～ 郵送にて都税の証明書等を請求される皆様へ～

平成31年4月1日(月)以降の郵送請求は 「都税証明郵送受付センター」宛にお願いします。

〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

東京都では、郵送による都税の証明書等の発行業務を「都税証明郵送受付センター」で集中して行うこととなりました。
平成31年4月1日以降、都税の証明書等を郵送にてご申請される場合は、上記の宛先にお送りください。

申請に必要なもの

- ① 申請書(法人の場合、代表者印(商業登記法第20条に規定する法務局等に提出した印(実印))を押印)
- ② 手数料と同額の定額小為替(定額小為替はゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で取扱い)
- ③ 返信用封筒(あて先を記入、郵便切手を貼ったもの)
- ④ その他(都税事務所届出住所以外への送付や本人以外の請求の場合などは確認書類が必要)

◇お届けまでに概ね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは、「都税証明郵送」で検索



都税「Web口座振替申込受付サービス」がスタートします。

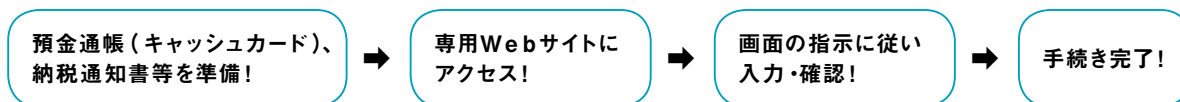
平成31年(2019年)4月1日から「Web口座振替申込受付サービス」を開始しました。パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイト(http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html)にアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけでお手続きいただけます。

＜口座振替をご利用いただける都税＞

固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ※ 固定資産税(償却資産) ※ 個人事業税

※23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については口座振替のご利用はできません。

＜申込みの流れ＞



＜申込の際の主なご注意点＞

- 振替を希望する月の10日までにお申し込みください。
(納期限が月の第一開庁日の場合は、前月の10日まで)
- 法人名義や事業用の口座など、ご利用できない口座があります。
- 対象金融機関や利用可能時間等、その他のご注意点は専用Webサイトをご確認ください。



詳しくは、「都税 Web口座振替申込受付サービス」で検索

4/1より利用できます

ブロック・委員会・部会からの報告

女性部会

平成30年度 女性部会 新年会

女性部会 副部会長 江島利江

“明るく楽しい” 女性部会です！

平成最後の（今年度の決まり文句ですが…）女性部会新年会を東中野 west53rd日本閣にて開催いたしました。

会員の皆様ご周知のとおり、昨年11月に女性部会部会長の織茂育代氏が逝去されとても寂しい気持ちで新年を迎えましたが、生前、女性部会の活動では“明るく楽しいこと”をと常々仰っていた織茂部会長の思いを汲み、自粛ムードの意見もありましたが例年通りの内容で催しました。前半、小竹良夫会長の講話では「新年雑感」というテーマで織茂部会長の思い出話を中心にお話しいただき、ここ荻窪の地でそして荻窪法人会を通して公私共に長年に渡る交流のあった小竹会長だからこそ語っていただけた織茂部会長のお人柄に改めて触れることができ、女性部会員の皆は感慨深く拝聴させていただきました。後半からの懇親会は、井口一与副会長の乾杯に始まり、美味しい食事と歓談を楽しみながら新会員紹介・ビンゴゲーム・カラオケと終始和やかな雰囲気の中で新年会は進行し、閉会前の女性部会ならではの恒例合唱コーナーでは「手のひらを太陽に」を出席者全員で声高らかに歌い、女部会員の親睦を深めた新年会でした。

女性部会では、新部会員を募集いたしております。荻窪法人会会員の経営者はもちろん役員・従業員の方でも女性ならどなたでも入部していただけます。女性部会で持てるパワーとスキルを発揮して活かしてみませんか。法人会会員のご担当者様、貴社ご推薦の方がいらっしゃいましたらどうぞご紹介ください。女性部会についての詳しいお問い合わせは、荻窪法人会事務局まで、よろしくお願いいたします。



新年会の様子



記念撮影

ブロック・委員会・部会からの報告

厚生事業委員会

日帰りバス研修会

第3ブロック 厚生事業委員 白石弘典

今年度最後の事業

平成31年3月7日(木)厚生事業委員会の日帰りバス研修会が開催されました。早朝7時30分に杉並公会堂を出発。子どもを含む43名が参加されました。行程はヤクルト富士裾野工場(見学)⇒駿河郷土料理『なすび総本店』(昼食)⇒御殿場プレミアムアウトレット(自由行動)という盛沢山のスケジュール。空はあいにくの雨模様、天候の回復を祈りつつバスは最初の目的地『ヤクルト富士裾野工場』へ。小一時間の見学と「お土産選び」を楽しみました。その後、清水港近くの「なすび総本店」にて天然地魚の富士山盛りに舌鼓を打ちました。続いて向かったのは、御殿場のプレミアムアウトレット。天候が回復しない中、限られた時間ではありましたが、各々買い物を楽しんだ様子。集合から解散まで、終始雨模様でしたが、それが逆に思い出に残るバス研修になったのではないのでしょうか。来年度も参加者の皆さまにとって有意義な研修会となるよう企画をしていきます。



研修会の様子



記念撮影



源泉部会

社会保険労務に関する研修会(2月研修会)

源泉部会

「労働基準監督署の臨検対応とユニオン対応～労働時間管理が厳しくなる世の中で～」

平成31年2月13日(水)荻窪法人会2階会議室において、源泉部会主催の「社会保険労務に関する研修会」が開催されました。

今回も昨年度に引き続き、源泉部会における会員増強の意図もあり、全会員様宛にご案内をしたところ、25名の申し込みがありました。源泉部会員以外の方からも多くのご出席がありました。講師としてNTS総合社会保険労務士法人所長 市川博昭様に「労働基準監督署の臨検対応とユニオン対応～労働時間管理が厳しくなる世の中で～」についてご講義いただきました。ご質問なども多くお寄せいただき、皆様熱心に受講されていました。



研修会の様子

青年部会

新年会賀詞交歓会

書記委員長 正野寛樹

青年部会らしい活気ある賀詞交歓会

平成31年1月29日（火）、えん酌において青年部会の新年会が開催されました。

小張部会長の挨拶に続いて、小笠原歴代部会長の乾杯の声高らかに始まりました。豪華景品が当たる毎年恒例の経済クイズの答え合わせも行われ、たいへん盛り上がりしました。

柴田荻窪法人会副会長のご挨拶では、青年部会の設立当初の目的や、これまでの歴史についてもお話いただき、平成最後の青年部会の新年会らしく、おおいに盛り上がり、大変活気のあるものとなりました。部会員どうし、厚く親交を深められる素晴らしい機会となりました。



記念撮影



研修会の様子

第23支部

第23支部新年会

第23支部

和気あいあいと和やかな雰囲気

平成31年2月20日（水）「とん吉」において、第23支部新年会を開催しました。総勢11名で行われた新年会では、ベトナムより留学されている学生も交わり、和気あいあいと和やかな雰囲気となりました。途中、私たちの席の後ろにお座りになった団体が杉並区の方たちで、写真撮影の際には田中区长様も交わり、ハプニングと笑いのある楽しい新年会となりました。



新年会の様子

平成31年 新春特別講演会

平成31年 新春特別講演会「日記に学ぶ」

講師：石川酒造株式会社 代表取締役社長 石川彌八郎

新春講演会・新年賀詞交歓会が、平成31年1月15日（火）、杉並公会堂小ホールで開催され、石川酒造株式会社 代表取締役社長の石川彌八郎を講師にお迎えして新春講演会が行われました。



支部

支部合同 荻窪まち歩きイベント

第15支部長 長田 茂

「荻窪まち歩き」に参加して

皆さんは、小説家「太宰治」さんが長く荻窪に住んでいたことは、ご存知のことと思います。でも、荻窪で5回も転居していたこと、何故荻窪周辺ばかりを選んでいたのであるのか、はご存じでしょうか？ こんなことを教えてくれるのが、「杉並ガイドの会」のガイドさんです。

去る3月9日（土）第3ブロックの第11支部から15支部は、合同で荻窪まち歩きの会を開催しました。これは、一般社団法人すぎなみ文化協会が提唱する「荻窪の魅力スポットを巡る8の字ルート」を、杉並まち歩きガイド養成講座を受講終了した市民ガイドの方に説明を受けながら歩くというもので、杉並公会堂前を朝10時に出発し、途中昼ご飯を挟んで午後4時過ぎまで、荻窪駅の南北に渡り、40か所の名所旧跡その他歴史上の著名人の住居跡などを、総勢21名で廻りました。

ガイドさんは、「ここが大田黒公園です」とか「荻外荘です」「井伏鱒二の旧家です」などと単に指し示すだけでなく、そこにいた人物の人となりや行動などを、興味深いエピソードなどとともに説明してくれます。

たとえば最初にご紹介した質問の説明は以下の通り。太宰治は経済観念がなく、お金を渡してもすぐ使ってしまうため、出身地青森で銀行頭取や県知事などをしていた兄（津島文治）はこれを案じ、太宰に金を送金せず井伏鱒二に託したそうです。そのため太宰は井伏鱒二邸から遠くに住むことが出来なかったとのことでした。

他にも面白かったのは、これも太宰と井伏に関するのですが、青梅街道の裏側で、太宰が2回目の住処にしたところの近くにまるや質店がある（現在は少しずれているそうです）のですが、ここで太宰と井伏の奥さんが良くかち合ったというエピソードに、黙って聞いていた参加者の国保さんが、昼食の時に、先ほどのまるや質店の経営者ですと自己紹介したのは皆驚いていました。

他にも数えきれないほどの面白いエピソードがありましたが、是非次回は参加して直接お話を聞かれることをお勧めします。



参加者で記念撮影

総務委員会

小竹良夫会長 財務大臣表彰受彰祝賀会

総勢160名以上が参加する素晴らしい会となりました

平成31年2月27日（水）ハイアットリージェンシー東京「桃山」において、「小竹良夫会長 財務大臣表彰受彰祝賀会」が開催されました。荻窪法人会の理事・幹事の方々を中心に、衆議院議員、参議院議員、荻窪税務署、杉並区長、都議会議員、全法連、東法連、法人会単位会や各団体の方々を含め総勢160名以上が参加されました。志村副会長の開会挨拶で始まり、柴田副会長による発起人代表挨拶、御祝辞は荻窪税務署長中山様、杉並区長田中様、全法連専務理事松崎様より賜りました。五十嵐相談役より乾杯のご発声をいただき、和やかな雰囲気の中、小竹会長の財務大臣表彰受彰をお祝いました。途中、宇田川顧問や東京杉並ロータリークラブ会長古屋様より御祝辞を賜り、その後オペラ歌手の方たちによる余興が行われ、大変盛況な中、最後に井口副会長より閉会のご挨拶をいただき、閉会となりました。



受彰祝賀会の様子



優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく **特** たい **退** きよう **共**



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

- この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
- 上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保障するものではありません。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

